

## 鳥取県告示第 28 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字袖小屋Ⅱ門口迄934の2（次の図に示す部分に限る。）、934の3、934の105から934の121まで、934の122（次の図に示す部分に限る。）、934の123、934の124（次の図に示す部分に限る。）、934の125から934の127まで、934の128・934の129（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、934の130から934の137まで、934の138・934の139（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、934の140から934の151まで、934の152（次の図に示す部分に限る。）、934の153から934の169まで、934の179から934の185まで、934の188、934の190、934の191

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）